

議案第 4 6 号

令和 3 年度日進市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度日進市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項に基づき提案するものであります。

議案第 47 号

令和 3 年度日進市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度日進市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 30 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項に基づき提案するものであります。

議案第 48 号

令和 3 年度日進市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度日進市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 30 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項に基づき提案するものであります。

議案第 4 9 号

令和 3 年度日進市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度日進市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項に基づき提案するものであります。

議案第 5 0 号

令和 3 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項に基づき提案するものであります。

議案第 5 1 号

令和 3 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 3 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別冊の
とおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項に基づき提案するものであります。

議案第 5 2 号

令和 3 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項に基づき提案するものであります。

議案第 5 3 号

令和 3 年度日進市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

令和 3 年度日進市下水道事業剰余金処分計算書のとおり利益を処分することについて議会の議決を求めるとともに、令和 3 年度日進市下水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項及び第 3 2 条第 2 項に基づき提案するものであります。

議案第 5 4 号

日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日進市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得の要件の緩和及び柔軟化に準じて日進市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 非常勤職員について、子の出生後 8 週間以内における任期に係る育児休業の取得の要件を緩和する。
- (2) 非常勤職員の子が 1 歳以降における育児休業の取得の柔軟化のため、1 歳到達日の翌日でない日からの育児休業の取得を可能とする。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市職員の育児休業等に関する条例(平成4年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>

(ア) その養育する子が1歳に達する日
(以下「1歳到達日」という。)(当該子
について当該非常勤職員が第2条の3
第2号に掲げる場合に該当してする育
児休業の期間の末日とされた日が当
該子の1歳到達日後である場合にあつ
ては、当該末日とされた日。以下(ア)
において同じ。)において育児休業を
している非常勤職員であつて、同条第
3号に掲げる場合に該当して当該子の
1歳到達日の翌日を育児休業の期間の
初日とする育児休業をしようとする
もの

(イ) その任期の末日を育児休業の期
間の末日とする育児休業をしている
場合であつて、当該任期を更新され、
又は当該任期の満了後引き続いて特
定職に採用されることに伴い、当該育
児休業に係る子について、当該更新前
の任期の末日の翌日又は当該採用の
日を育児休業の期間の初日とする育
児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定
める日は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を
養育する非常勤職員が、次に掲げる場合
のいずれにも該当する場合(当該子につ
いてこの号に掲げる場合に該当して育児

ウ その任期の末日を育児休業の期間の
末日とする育児休業をしている非常勤
職員であつて、当該育児休業に係る子
について、当該任期が更新され、又は
当該任期の満了後に特定職に引き続き
採用されることに伴い、当該任期の末
日の翌日又は当該引き続き採用される
日を育児休業の期間の初日とする育児
休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定
める日は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を
養育するため、非常勤職員が当該子の1歳
到達日(当該子を養育する非常勤職員が
前号に掲げる場合に該当してする育児休

休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が

業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき
当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が

前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相

する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 略

(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、

(1) 略

(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 略

(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該

<u>当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。 <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u>	<u>引き続き採用される日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。
--	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 5 5 号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に要する経費に係る公営の限度額を、次のとおり引き上げる。

区分		単価	
		改正後	改正前
選挙運動用自動車の使用	自動車借入れ	1 6 , 1 0 0 円	1 5 , 8 0 0 円
	燃料費	7 , 7 0 0 円	7 , 5 6 0 円
選挙運動用ビラの作成	印刷費 (1 枚当たり)	7 円 7 3 銭	7 円 5 1 銭
選挙運動用ポスターの作成	印刷費 (1 枚当たり)	5 4 1 円 3 1 銭	5 2 5 円 6 銭
	企画費	1 8 8 , 5 7 2 円	1 8 5 , 1 4 3 円

(2) 公営に関する規定を 1 つの条例にまとめるため、選挙運動用ビラの作成に関する規定を加え、題名を改めるとともに、日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例を廃止する。

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営
に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する
条例(平成9年日進市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>日進市の議会の議員及び長の選挙にお ける自動車の使用等の公営に関する条 例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法 律第100号。以下「法」という。)第141条第 8項、<u>第142条第11項及び第143条第15項</u>の規 定に基づき、日進市の議会の議員及び長の 選挙における法第141条第1項の自動車(以 下「自動車」という。)の使用、<u>法第142条 第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)</u> <u>の作成及び法第143条第1項第5号のポス ター(以下「ポスター」という。)</u>の作成の公 営に関し必要な事項を定めるものとする。 (自動車の<u>使用等</u>の公営) 第2条 日進市の議会の議員及び長の選挙に おける候補者(以下「候補者」という。)は、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定 める金額の範囲内で、無料で、自動車を使 用し、<u>ビラを作成し</u>、又はポスターを作成 することができる。ただし、当該候補者に 係る供託物が法第93条第1項(同条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定により 日進市に帰属することとならない場合に限 る。 (1) 略 (2) <u>ビラを作成する場合 候補者1人につ いて、7円73銭にビラの作成枚数(当該作 成枚数が法第142条第1項第6号に定める 枚数を超える場合には、同号に定める枚</u>	<u>日進市の議会の議員及び長の選挙にお ける自動車の使用及びポスターの作成 の公営に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法 律第100号。以下「法」という。)第141条第 8項及び第143条第15項の規定に基づき、日 進市の議会の議員及び長の選挙における法 第141条第1項の自動車(以下「自動車」とい う。)の使用及び法第143条第1項第5号のポ スター(以下「ポスター」という。)の作成 の公営に関し必要な事項を定めるものとす る。 (自動車の<u>使用及びポスターの作成</u>の公営) 第2条 日進市の議会の議員及び長の選挙に おける候補者(以下「候補者」という。)は、 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定 める金額の範囲内で、無料で、自動車を使 用し、又はポスターを作成することができ る。ただし、当該候補者に係る供託物が法 第93条第1項(同条第2項において準用する 場合を含む。)の規定により日進市に帰属す ることとならない場合に限る。 (1) 略

数)を乗じて得た金額

- (3) ポスターを作成する場合 候補者1人について、第6条に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、日進市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) 略

- (2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間におけるビラの作成に関する有償契約

(3) 略

(自動車の使用の公費の支払)

第4条 日進市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 略

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約であ

- (2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、第5条に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める契約を締結し、日進市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 略

(自動車の使用の公費の支払)

第4条 日進市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 略

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約であ

る場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

2 略

(ビラの作成の公費の支払)

第5条 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限

る場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

2 略

り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、 当該ビラ作成業者に対し支払う。 (ポスターの作成の公費の支払) <u>第6条</u> 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が<u>同条第3号</u>に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>188,572円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。))に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 (委任) <u>第7条</u> 略	(ポスターの作成の公費の支払) <u>第5条</u> 日進市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が<u>同条第2号</u>に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>185,143円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。))に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 (委任) <u>第6条</u> 略
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の廃止)

- 3 日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年日

進市条例第28号)は、廃止する。

議案第 5 6 号

日進市道路占用料条例の一部改正について

日進市道路占用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部改正に準じて占用料の額等を改定するため、日進市道路占用料条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 別表の占用料の額を改める。
- (2) 別表に自動運行補助施設を占用物件として追加する。

日進市道路占用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市道路占用料条例(昭和61年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
				道路占用料			
占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位円)
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年に つき	950	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年に つき	1,100
	第2種電柱	1本1年に つき	1,500	第2種電柱	1本1年に つき	1,600	
	第3種電柱	1本1年に つき	2,000	第3種電柱	1本1年に つき	2,200	
	第1種電話柱	1本1年に つき	850	第1種電話柱	1本1年に つき	940	
	第2種電話柱	1本1年に つき	1,400	第2種電話柱	1本1年に つき	1,500	
	第3種電話柱	1本1年に つき	1,900	第3種電話柱	1本1年に つき	2,100	
	その他の柱類	1本1年に つき	85	その他の柱類	1本1年に つき	94	
	略			略			
	地下電線その他地 下に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	5	地下電線その他地 下に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	6	
	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	830	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	920	
	地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	510	地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	570	
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,700	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,900	
	郵便差出箱	1個1年に	720	郵便差出箱	1個1年に	790	

			つき	
	広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,400
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	36
	外径が0.07メート ル以上0.1メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	51
	外径が0.1メート ル以上0.15メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	77
	外径が0.15メート ル以上0.2メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	100
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	150
	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	200
	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	360
	外径が0.7メート ル以上1メートル 未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	510
	外径が1メートル 以上のもの		長さ1メ ートル1 年につき	1,000
法第32条 第1項第3 号に掲げ る施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第5 号に規定 する自動	地 下 に 設	長さ1メ ートル1 年につき 5

			つき	
	広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,300
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,900
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	40
	外径が0.07メート ル以上0.1メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	57
	外径が0.1メート ル以上0.15メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	85
	外径が0.15メート ル以上0.2メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	110
	外径が0.2メート ル以上0.3メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	170
	外径が0.3メート ル以上0.4メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	230
	外径が0.4メート ル以上0.7メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	400
	外径が0.7メート ル以上1.0メート ル未満のもの		長さ1メ ートル1 年につき	570
	外径が1.0メート ル以上のもの		長さ1メ ートル1 年につき	1,100

	運行装置 ける による検 る 知の対象 も として設 の 置する導 線その他 の線類 の もの の	長さ1メ ートル1 年につき	17
	道路の構造又 は交通の状況 を表示する標 示柱その他の 柱類	1本1年に つき	1,400
	その他の もの 上 空 に 設 け る もの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	850
	地 下 に 設 け る もの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	510
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700
法第32条 第1項第4 号に掲げ る施設		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700
法第32条 第1項第3 号及び第 4号に掲 げる施設		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,900

法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	上空に設ける通路		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,200</u>
	地下に設ける通路		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>710</u>
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,700</u>
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの		占用面積 1平方メ ートル1 日につき	24に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の 場合は、 <u>24</u>)
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板(ア ーチであ るものを 除く。)	一時的に 設けるもの	表示面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>
		その他の もの	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につ き	<u>1,400</u>
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本1日につ き	24に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の

法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	上空に設ける通路		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,100</u>
	地下に設ける通路		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>680</u>
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,900</u>
法第32条 第1項第6 号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの		占用面積 1平方メ ートル1 日につき	23に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の 場合は、2 3)
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>230</u>
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板(ア 一チであ るものを 除く。)	一時的に 設けるもの	表示面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>230</u>
		その他の もの	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>2,300</u>
	標識		1本1年につ き	<u>1,500</u>
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本1日につ き	23に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の

			場合は、 <u>24</u>)
	その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u> に1.1を乗じて得た額(占用の期間が1月以上の場合は、 <u>24</u>)
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
令第7条第2号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号及び第5号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第6号及び第7号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>170</u>
令第7条	トンネルの上又は	占用面積Aに	<u>0.014</u>

			場合は、 <u>23</u>)
	その他のもの	1本1月につき	<u>230</u>
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>23</u> に1.1を乗じて得た額(占用の期間が1月以上の場合は、 <u>23</u>)
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,300</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>
令第7条第2号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>
令第7条第3号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第4号及び第5号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>230</u>
令第7条第6号及び第7号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>190</u>
令第7条	トンネルの上又は	占用面積Aに	<u>0.015</u>

第8号に掲げるものの	高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	1平方メートル1年につき	を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	略		
令第7条第10号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	略		
令第7条第11号に掲げるものの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げるものの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げるものの	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積	Aに0.023

第8号に掲げるものの	高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	1平方メートル1年につき	を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	略		
令第7条第10号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	略		
令第7条第11号に掲げるものの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げるものの		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げるものの	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積	Aに0.024

		1平方メートルにつき	を乗じて 得た額			1平方メートルにつき	を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき	Aに0.033 を乗じて 得た額		その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき	Aに0.034 を乗じて 得た額
略				略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 7 号

日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部改正について

日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、道路占用料の額の改定に準じて公共用物に係る使用料及び準用河川に係る土地占用料の額を改定するため、日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

別表の公共用物に係る使用料及び準用河川に係る土地占用料の額を改める。

日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(日進市公共用物管理条例の一部改正)

第1条 日進市公共用物管理条例(昭和61年日進町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第7条関係)				別表第1(第7条関係)			
使用の種 類	区分	単位	使用料 (単位円)	使用の種 類	区分	単位	使用料 (単位円)
電柱類等 を設置す る場合	第1種電柱	1本1年に つき	950	電柱類等 を設置す る場合	第1種電柱	1本1年に つき	1,100
	第2種電柱	1本1年に つき	1,500		第2種電柱	1本1年に つき	1,600
	第3種電柱	1本1年に つき	2,000		第3種電柱	1本1年に つき	2,200
	第1種電話柱	1本1年に つき	850		第1種電話柱	1本1年に つき	940
	第2種電話柱	1本1年に つき	1,400		第2種電話柱	1本1年に つき	1,500
	第3種電話柱	1本1年に つき	1,900		第3種電話柱	1本1年に つき	2,100
	その他の柱類	1本1年に つき	85		その他の柱類	1本1年に つき	94
	略				略		
	地下電線その他地 下に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	5		地下電線その他地 下に設ける線類	長さ1メ ートル1 年につき	6
	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	830		路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	920
地下に設ける変圧 器	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	510	地下に設ける変圧 器	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	570		
変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,700	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,900		
郵便差出箱	1個1年に	720	郵便差出箱	1個1年に	790		

			つき	
	広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,400
	その他のもの		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700
地下埋設 物を設置 する場合	水道法 (昭和32 年法律第 177号)、	外径が0. 07メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	36
	ガス事業 法(昭和2 9年法律 第51号)、	外径が0. 07メート ル以上0. 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	51
	電気事業 法(昭和3 9年法律 第170号)	外径が0. 1メート ル以上0. 15メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	77
	及び電気 通信事業 法(昭和5 9年法律 第86号)	外径が0. 15メート ル以上0. 2メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	100
	に基づく もの その他の もの	外径が0. 2メート ル以上0. 3メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	150
		外径が0. 3メート ル以上0. 年につき	長さ1メ ートル1 年につき	200

			つき	
	広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,300
	その他のもの		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,900
地下埋設 物を設置 する場合	水道法 (昭和32 年法律第 177号)、	外径が0. 07メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	40
	ガス事業 法(昭和2 9年法律 第51号)、	外径が0. 07メート ル以上0. 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	57
	電気事業 法(昭和3 9年法律 第170号)	外径が0. 1メート ル以上0. 15メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	85
	及び電気 通信事業 法(昭和5 9年法律 第86号)	外径が0. 15メート ル以上0. 2メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	110
	に基づく もの その他の もの	外径が0. 2メート ル以上0. 3メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	170
		外径が0. 3メート ル以上0. 年につき	長さ1メ ートル1 年につき	230

		4メートル未満のもの					
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき			<u>360</u>	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき			<u>510</u>	
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき			<u>1,000</u>	
略							
略							

		4メートル未満のもの					
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき			<u>400</u>	
		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき			<u>570</u>	
		外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき			<u>1,100</u>	
略							
略							

（日進市準用河川占用料条例の一部改正）

第2条 日進市準用河川占用料条例(平成12年日進市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用の 種類	区分	単位	占用 料(単 位円)	占用の 種類	区分	単位	占用 料(単 位円)
電柱類 等を設 置する 場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>950</u>	電柱類 等を設 置する 場合	第1種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>		第2種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>2,000</u>		第3種電柱	1本1年につき	<u>2,200</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>		第1種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>

第2種電話柱	1本1年に つき	<u>1,400</u>
第3種電話柱	1本1年に つき	<u>1,900</u>
その他の柱類	1本1年に つき	<u>85</u>
略		
地下電線その他地下 に設ける線類	長さ1メー トル1年に つき	<u>5</u>
その他のもの	占用面積1 平方メー トル1年に つき	<u>1,700</u>
略		

第2種電話柱	1本1年に つき	<u>1,500</u>
第3種電話柱	1本1年に つき	<u>2,100</u>
その他の柱類	1本1年に つき	<u>94</u>
略		
地下電線その他地下 に設ける線類	長さ1メー トル1年に つき	<u>6</u>
その他のもの	占用面積1 平方メー トル1年に つき	<u>1,900</u>
略		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 58 号

令和 4 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 4 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 30 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第5号）

日進市一般会計補正予算書

令和4年度日進市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度日進市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675,381千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,778,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年8月30日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		5,006,723	7,201	5,013,924
	2. 国庫補助金	786,878	7,170	794,048
	3. 委託金	14,903	31	14,934
16. 県支出金		2,175,234	9,925	2,185,159
	2. 県補助金	602,963	9,896	612,859
	4. 県交付金	11,484	29	11,513
17. 財産収入		10,843	8,500	19,343
	2. 財産売払収入	2	8,500	8,502
18. 寄附金		382,505	1,000	383,505
	1. 寄附金	382,505	1,000	383,505
19. 繰入金		1,492,139	△919,921	572,218
	1. 特別会計繰入金	3	32,811	32,814
	2. 基金繰入金	1,492,136	△952,732	539,404
20. 繰越金		300,000	1,483,423	1,783,423
	1. 繰越金	300,000	1,483,423	1,783,423
21. 諸収入		914,011	85,253	999,264
	4. 雑入	785,678	85,253	870,931
歳入合計		29,103,053	675,381	29,778,434

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費		265,191	554	265,745
	1. 議会費	265,191	554	265,745
2. 総務費		3,053,896	513,436	3,567,332
	1. 総務管理費	2,270,139	512,378	2,782,517
	3. 戸籍住民基本台帳費	187,200	1,058	188,258
3. 民生費		13,720,819	39,408	13,760,227
	1. 社会福祉費	5,938,330	18,180	5,956,510
	2. 児童福祉費	7,467,872	21,197	7,489,069
	4. 国民年金事務取扱費	21,235	31	21,266
4. 衛生費		2,904,142	6,275	2,910,417
	1. 保健衛生費	1,549,825	6,275	1,556,100
6. 農林水産業費		117,978	29	118,007
	1. 農業費	115,093	29	115,122
7. 商工費		386,354	0	386,354
	1. 商工費	386,354	0	386,354
8. 土木費		3,233,950	36,893	3,270,843
	2. 道路橋梁費	431,106	21,675	452,781
	3. 河川費	176,847	6,523	183,370

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	4. 都市計画費	2,495,368	8,695	2,504,063
9. 消防費		978,908	320	979,228
	1. 消防費	978,908	320	979,228
10. 教育費		3,346,988	78,466	3,425,454
	2. 小学校費	820,836	36,014	856,850
	3. 中学校費	386,277	12,827	399,104
	4. 社会教育費	642,700	12,264	654,964
	5. 保健体育費	1,151,895	17,361	1,169,256
歳 出 合 計		29,103,053	675,381	29,778,434

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
8. 土木費	4. 都市計画費	緑化推進事業	11,957

令和4年度（第5号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 市税	15,365,556		15,365,556
2. 地方譲与税	183,700		183,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	100,000		100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	90,000		90,000
7. 地方消費税交付金	1,700,000		1,700,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	106,001		106,001
11. 地方交付税	60,000		60,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	236,464		236,464
14. 使用料及び手数料	356,177		356,177
15. 国庫支出金	5,006,723	7,201	5,013,924
16. 県支出金	2,175,234	9,925	2,185,159
17. 財産収入	10,843	8,500	19,343
18. 寄附金	382,505	1,000	383,505

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	1, 492, 139	△919, 921	572, 218
20. 繰越金	300, 000	1, 483, 423	1, 783, 423
21. 諸収入	914, 011	85, 253	999, 264
22. 市債	491, 000		491, 000
歳 入 合 計	29, 103, 053	675, 381	29, 778, 434

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	265,191	554	265,745
2. 総務費	3,053,896	513,436	3,567,332
3. 民生費	13,720,819	39,408	13,760,227
4. 衛生費	2,904,142	6,275	2,910,417
5. 労働費	5,042		5,042
6. 農林水産業費	117,978	29	118,007
7. 商工費	386,354	0	386,354
8. 土木費	3,233,950	36,893	3,270,843
9. 消防費	978,908	320	979,228
10. 教育費	3,346,988	78,466	3,425,454
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,038,753		1,038,753
13. 諸支出金	1,026		1,026
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	29,103,053	675,381	29,778,434

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			554
5,215		80,000	428,221
6,882		1,000	31,526
			6,275
29			0
5,000			△5,000
			36,893
			320
			78,466
17,126		81,000	577,255

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	67,610	5,215	72,825
2. 民生費国庫補助金	496,973	1,955	498,928
計	786,878	7,170	794,048

1 5 款 国庫支出金

3 項 委託金

2. 民生費委託金	14,039	31	14,070
計	14,903	31	14,934

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	414,327	4,896	419,223
5. 商工費県補助金	11,515	5,000	16,515
計	602,963	9,896	612,859

1 6 款 県支出金

4 項 県交付金

4. 農林水産業費県交付金	1,807	29	1,836
計	11,484	29	11,513

1 5 款 国庫支出金
1 6 款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理費補助金	4,157	マイナポイント事業 4,157
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	1,058	マイナンバーカード交付事務 1,058
1. 社会福祉費補助金	1,955	地域生活支援事業 1,955

2. 国民年金事務取扱費委託金	31	国民年金事務 31

3. 児童福祉費補助金	4,896	地域子ども・子育て支援事業 4,896
1. 商工費補助金	5,000	元気な愛知の市町村づくり事業 5,000

1. 農業費交付金	29	農地利用最適化交付金 29

17款 財産収入

2項 財産売却収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 不動産売却収入	1	8,500	8,501
計	2	8,500	8,502

18款 寄附金

1項 寄附金

3. 民生費寄附金	200	1,000	1,200
計	382,505	1,000	383,505

19款 繰入金

1項 特別会計繰入金

1. 国民健康保険特別会計繰入金	1	9,392	9,393
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	6,984	6,985
3. 介護保険特別会計繰入金	1	16,435	16,436
計	3	32,811	32,814

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,357,012	△822,782	534,230
2. 公共施設整備基金繰入金	129,950	△129,950	0
計	1,492,136	△952,732	539,404

17款 財産収入
18款 寄附金
19款 繰入金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 不動産売却収入	8,500	不動産売却収入 8,500

1. 児童福祉費寄附金	1,000	企業版ふるさと納税（保育園遊具）寄附金 1,000

1. 国民健康保険特別会計繰入金	9,392	国民健康保険特別会計繰入金 9,392
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	6,984	後期高齢者医療特別会計繰入金 6,984
1. 介護保険特別会計繰入金	16,435	介護保険特別会計繰入金 16,435

1. 財政調整基金繰入金	△822,782	財政調整基金繰入金 △822,782
1. 公共施設整備基金繰入金	△129,950	公共施設整備基金繰入金 △129,950

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	300,000	1,483,423	1,783,423
計	300,000	1,483,423	1,783,423

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

1. 雑入	785,678	85,253	870,931
計	785,678	85,253	870,931

2 0 款 繰越金
2 1 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	1,483,423	前年度繰越金 1,483,423

1. 総務雑入	80,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 80,000
2. 民生雑入	5,253	過年度収入 2,150 自立支援給付費返還金 3,103

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	265, 191	554	265, 745				554
計	265, 191	554	265, 745				554

2 款 総務費

1 項 総務管理費

3. 財政管理費	13, 894	300, 000	313, 894				300, 000
5. 財産管理費	374, 012	116, 890	490, 902				116, 890
6. 企画費	353, 128	4, 157	357, 285	4, 157 国 4, 157			
8. 公共交通対策費	202, 985	88, 150	291, 135			80, 000 諸 80, 000	8, 150
11. 人事管理費	187, 008	3, 181	190, 189				3, 181
計	2, 270, 139	512, 378	2, 782, 517	4, 157		80, 000	428, 221

1 款 議会費
2 款 総務費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	389		議会運営事務 554 議会会議用システム設定等委託料 389 議会会議用システム借上料 165
13. 使用料及び賃借料	165		

24. 積立金	300,000		財政運営事務 300,000 公共施設整備基金積立金 300,000
10. 需用費	14,372	光熱水費 14,372	公用車管理事務 2,518 備品購入費 2,518
17. 備品購入費	2,518		庁舎管理事務 14,372 光熱水費 14,372
24. 積立金	100,000		庁舎建替事業 100,000 庁舎建設基金積立金 100,000
12. 委託料	4,157		情報化推進事業 4,157 マイナポイント支援委託料 4,157
12. 委託料	88,000		公共交通対策事業 88,150 自動運転バス実証実験委託料 88,000 スクールバス混乗利用負担金 150
18. 負担金、補助及び交付金	150	負担金 150	
1. 報酬	3,145	報酬（会計年度任用職員） 3,145	採用事務 3,181 報酬（会計年度任用職員） 3,145 費用弁償（会計年度任用職員） 36
8. 旅費	36	費用弁償（会計年度任用職員） 36	

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	187,200	1,058	188,258	1,058 国			
計	187,200	1,058	188,258	1,058			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,147,498	6,881	2,154,379	1,955 国			4,926
3. 福祉医療費	2,457,254	1,463	2,458,717				1,463
4. 福祉施設運営費	149,468	9,836	159,304				9,836
計	5,938,330	18,180	5,956,510	1,955			16,225

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	1,076,882	288	1,077,170				288
3. 保育所費	4,153,348	20,909	4,174,257	4,896 県		1,000 寄	15,013

2 款 総務費
3 款 民生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	70	住民基本台帳事業	1,058
		事務機器保守委託料	70
17. 備品購入費	988	備品購入費	988

12. 委託料	3,911		社会福祉協議会・中央福祉センター運営事務2,904 換気設備更新工事2,904
13. 使用料及び賃借料	66		障害者自立支援給付事業3,977 障害者福祉システム改修委託料3,911 給付費審査システム使用料66
14. 工事請負費	2,904		
22. 償還金、利子及び割引料	1,463		自立支援医療事業1,463 償還金1,463
10. 需用費	9,552	光熱水費9,552	福祉会館施設維持修繕事業9,836 光熱水費9,552 複写機等借上料284
13. 使用料及び賃借料	284		

10. 需用費	288	光熱水費	288	放課後子ども総合プラン運営事業	288
				光熱水費	288
10. 需用費	9,388	光熱水費	9,388	公立保育園管理運営事業	9,388
				光熱水費	9,388
12. 委託料	3,168			公立保育園維持整備事業	4,177
				設計業務委託料	3,168

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 保育所費							
計	7,467,872	21,197	7,489,069	4,896		1,000	15,301

3 款 民生費

4 項 国民年金事務取扱費

1. 国民年金事務取扱費	21,235	31	21,266	国 31 31			
計	21,235	31	21,266	31			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2. 保健センター運営費	256,037	5,261	261,298				5,261
3. 予防費	1,002,585	1,014	1,003,599				1,014
計	1,549,825	6,275	1,556,100				6,275

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

1. 農業委員会費	9,219	29	9,248	県 29 29			
計	115,093	29	115,122	29			

3 款 民生費
4 款 衛生費
6 款 農林水産業費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
14. 工事請負費	1,009		保育園維持管理工事 1,009
18. 負担金、補助及び交付金	7,344	補助金 7,344	認可保育所等支援事業 7,344 保育所等給食費軽減対策支援金 7,344

8. 旅費	31	費用弁償（会計年度任用職員） 31	国民年金事務 31 費用弁償（会計年度任用職員） 31

10. 需用費	1,543	光熱水費 1,543	保健センター管理事業 1,543 光熱水費 1,543
14. 工事請負費	3,718		救急医療体制支援事業 3,718 換気設備更新工事 3,718
18. 負担金、補助及び交付金	1,014	補助金 1,014	予防接種推進事業 1,014 予防接種助成金 1,014

11. 役務費	29	通信運搬費 29	農業委員会事務 29 通信運搬費 29

7 款 商工費

1 項 商工費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 観光費	33,639	0	33,639	5,000 県			△5,000
				5,000			
計	386,354	0	386,354	5,000			△5,000

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

1. 道路維持費	234,594	19,433	254,027				19,433
3. 道路整備事業費	183,512	2,242	185,754				2,242
計	431,106	21,675	452,781				21,675

8 款 土木費

3 項 河川費

1. 河川維持費	109,847	6,523	116,370				6,523
計	176,847	6,523	183,370				6,523

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	1,146,991	2,376	1,149,367				2,376
------------	-----------	-------	-----------	--	--	--	-------

7 款 商工費
8 款 土木費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
			観光振興事業 財源補正

10. 需用費	3,330	光熱水費	3,330	道路維持管理総務事業 光熱水費	3,330 3,330
14. 工事請負費	15,182			道路施設維持・修繕事業 道路維持補修工事	15,182 15,182
16. 公有財産購入費	921	土地購入費	921	道路用地管理事業 現道内民地等用地購入費	921 921
8. 旅費	142	普通旅費	142	道路整備総務事業 普通旅費	142 142
12. 委託料	2,100			道路改良事業 調査設計業務委託料	2,100 2,100

12. 委託料	6,523			河川排水施設維持・修繕事業 河川・排水路調査・設計業務委託料	6,523 6,523

12. 委託料	2,376			都市計画推進総務事業 都市計画決定業務委託料	2,376 2,376
---------	-------	--	--	---------------------------	----------------

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 街路整備事業費	199,959	1,923	201,882				1,923
5. 公園費	234,827	4,396	239,223				4,396
計	2,495,368	8,695	2,504,063				8,695

9 款 消防費

1 項 消防費

3. 消防施設費	19,796	320	20,116				320
計	978,908	320	979,228				320

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	459,341	36,014	495,355				36,014
計	820,836	36,014	856,850				36,014

8 款 土木費
9 款 消防費
1 0 款 教育費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	1,923		(都)野方三ツ池公園線整備事業 用地物件調査委託料 1,923 1,923
10. 需用費	1,019	光熱水費 1,019	公園・児童遊園等管理事業 光熱水費 公園維持補修工事 4,385 1,008 3,377
14. 工事請負費	3,377		緑地・里山管理事業 光熱水費 11 11

10. 需用費	320	修繕料 320	消防施設維持管理事業 修繕料 320 320

10. 需用費	20,257	消耗品費 1,757 光熱水費 18,500	小学校管理事業 校用消耗品費 光熱水費 学校施設維持管理工事 28,012 1,757 18,500 7,755
12. 委託料	5,975		小学校整備推進事業 I C T整備委託料 備品購入費 8,002 5,975 2,027
14. 工事請負費	7,755		
17. 備品購入費	2,027		

10款 教育費

3項 中学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	224,852	12,827	237,679				12,827
計	386,277	12,827	399,104				12,827

10款 教育費

4項 社会教育費

3. 図書館運営費	289,984	10,809	300,793				10,809
4. 文化財保護費	36,441	1,455	37,896				1,455
計	642,700	12,264	654,964				12,264

10款 教育費

5項 保健体育費

3. 学校給食費	856,760	17,361	874,121				17,361
計	1,151,895	17,361	1,169,256				17,361

10款 教育費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
10. 需用費	10,115	消耗品費 945 光熱水費 9,170	中学校管理事業 10,115 校用消耗品費 945 光熱水費 9,170
12. 委託料	1,521		中学校整備推進事業 2,712 I C T整備委託料 1,521 備品購入費 1,191
17. 備品購入費	1,191		

10. 需用費	10,809	光熱水費 10,809	図書館管理事業 10,809 光熱水費 10,809
14. 工事請負費	1,455		岩崎城歴史記念館管理運営事業 1,455 公園維持管理工事 1,455

3. 職員手当等	729	時間外勤務手当 729	人件費 729 一般職 3人 729
10. 需用費	16,632	光熱水費 16,632	学校給食調理事業 16,632 光熱水費 16,632

給 与 費 明 細 書

一般職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	504 (546)	676, 174	1, 836, 846	1, 449, 933	3, 962, 953	905, 129	4, 868, 082	
補正前	504 (543)	673, 029	1, 836, 846	1, 449, 204	3, 959, 079	905, 129	4, 864, 208	
比 較	0 (3)	3, 145	0	729	3, 874	0	3, 874	

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	42, 225	251, 848	35, 153	21, 467	37	147, 407
	補正前	42, 225	251, 848	35, 153	21, 467	37	146, 678
	比 較	0	0	0	0	0	729
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後		57, 737	520, 067	346, 721	25, 875	1, 396
	補正前		57, 737	520, 067	346, 721	25, 875	1, 396
	比 較		0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	504 (33)		1,836,846	1,347,150	3,183,996	905,129	4,089,125	
補正前	504 (33)		1,836,846	1,346,421	3,183,267	905,129	4,088,396	
比 較	0 (0)		0	729	729	0	729	

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	42,225	251,848	35,153	21,467	37	147,407
	補正前	42,225	251,848	35,153	21,467	37	146,678
	比 較	0	0	0	0	0	729
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後		57,737	417,284	346,721	25,875	1,396
	補正前		57,737	417,284	346,721	25,875	1,396
	比 較		0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (513)	676,174		102,783	778,957		778,957	
補正前	0 (510)	673,029		102,783	775,812		775,812	
比 較	0 (3)	3,145		0	3,145		3,145	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後						
	補正前						
	比 較						
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後			102,783			
	補正前			102,783			
	比 較			0			

議案第 59 号

令和 4 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 30 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第2号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和４年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和４年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５６，６６６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，４８２，７９８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年８月３０日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 県支出金		4,286,724	765	4,287,489
	1. 県補助金	4,286,723	765	4,287,488
4. 繰入金		809,393	△223,643	585,750
	2. 基金繰入金	340,000	△223,643	116,357
5. 繰越金		1	166,212	166,213
	1. 繰越金	1	166,212	166,213
歳 入 合 計		6,539,464	△56,666	6,482,798

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		48,338	165	48,503
	1. 総務管理費	45,430	165	45,595
2. 保険給付費		4,230,389	600	4,230,989
	6. 傷病手当諸費	401	600	1,001
3. 国民健康保険事業費 納付金		2,157,397	△66,823	2,090,574
	1. 医療給付費分	1,469,866	△43,073	1,426,793
	2. 後期高齢者支援金等 分	475,331	△8,084	467,247
	3. 介護納付金分	212,200	△15,666	196,534
8. 諸支出金		10,267	9,392	19,659
	2. 繰出金	1	9,392	9,393
歳 出 合 計		6,539,464	△56,666	6,482,798

令和4年度（第2号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税	1,437,551		1,437,551
2. 県支出金	4,286,724	765	4,287,489
3. 財産収入	635		635
4. 繰入金	809,393	△223,643	585,750
5. 繰越金	1	166,212	166,213
6. 諸収入	5,160		5,160
歳 入 合 計	6,539,464	△56,666	6,482,798

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	48,338	165	48,503
2. 保険給付費	4,230,389	600	4,230,989
3. 国民健康保険事業費納付金	2,157,397	△66,823	2,090,574
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	82,436		82,436
6. 基金積立金	635		635
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	10,267	9,392	19,659
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,539,464	△56,666	6,482,798

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
165			0
600			0
			△66,823
			9,392
765			△57,431

2 歳 入

2 款 県支出金

1 項 県補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 保険給付費等交付金	4,286,723	765	4,287,488
計	4,286,723	765	4,287,488

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	340,000	△223,643	116,357
計	340,000	△223,643	116,357

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	166,212	166,213
計	1	166,212	166,213

2 款 県支出金
4 款 繰入金
5 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 特別交付金	765	特別交付金 765

1. 基金繰入金	△223,643	基金繰入金 △223,643

1. 繰越金	166,212	繰越金 166,212

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	44,735	165	44,900	165 県			
計	45,430	165	45,595	165			

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当諸費

1. 傷病手当金	401	600	1,001	600 県			
計	401	600	1,001	600			

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

1. 一般被保険者医療給付費分	1,469,184	△43,073	1,426,111				△43,073
計	1,469,866	△43,073	1,426,793				△43,073

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	475,331	△8,084	467,247				△8,084
計	475,331	△8,084	467,247				△8,084

- 1 款 総務費
2 款 保険給付費
3 款 国民健康保険事業費納付金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	165		国民健康保険資格管理事業 165 電算事務委託料 165

18. 負担金、補助及び交付金	600	補助金 600	傷病手当金 600 傷病手当金補助金 600

18. 負担金、補助及び交付金	△43,073	負担金 △43,073	一般被保険者医療給付費分 △43,073 一般被保険者医療給付費分納付金 △43,073

18. 負担金、補助及び交付金	△8,084	負担金 △8,084	一般被保険者後期高齢者支援金等分 △8,084 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △8,084

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護納付金分	212, 200	△15, 666	196, 534				△15, 666
計	212, 200	△15, 666	196, 534				△15, 666

8 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	9, 392	9, 393				9, 392
計	1	9, 392	9, 393				9, 392

3 款 国民健康保険事業費納付金
8 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
18. 負担金、補助及び交付金	△15,666	負担金 △15,666	介護納付金分 △15,666 介護納付金分納付金 △15,666

27. 繰出金	9,392		一般会計繰出金 9,392 一般会計繰出金 9,392

議案第 6 0 号

令和 4 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出
します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和４年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和４年度日進市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１，７５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，１２９，７２７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年８月３０日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	11,524	11,525
	1. 繰越金	1	11,524	11,525
5. 諸収入		46,837	228	47,065
	2. 後期高齢者医療広域 連合支出金	46,631	228	46,859
歳入合計		2,117,975	11,752	2,129,727

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域 連合納付金		2,042,662	4,768	2,047,430
	1. 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,042,662	4,768	2,047,430
3. 諸支出金		2,102	6,984	9,086
	2. 繰出金	1	6,984	6,985
歳 出 合 計		2,117,975	11,752	2,129,727

令和4年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,214,473		1,214,473
2. 寄附金	1		1
3. 繰入金	856,663		856,663
4. 繰越金	1	11,524	11,525
5. 諸収入	46,837	228	47,065
歳入合計	2,117,975	11,752	2,129,727

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	72,211		72,211
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,042,662	4,768	2,047,430
3. 諸支出金	2,102	6,984	9,086
4. 予備費	1,000		1,000
歳 出 合 計	2,117,975	11,752	2,129,727

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			4,768
		228	6,756
		228	11,524

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	11, 524	11, 525
計	1	11, 524	11, 525

5 款 諸収入

2 項 後期高齢者医療広域連合支出金

1. 償還金及び還付加算金	2, 101	228	2, 329
計	46, 631	228	46, 859

4 款 繰越金
5 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	11,524	繰越金 11,524

1. 保険料還付金及び還付加算金	228	給付費償還金過年度分 228

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,042,662	4,768	2,047,430				4,768
計	2,042,662	4,768	2,047,430				4,768

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	6,984	6,985			諸 228	6,756
						228	
計	1	6,984	6,985			228	6,756

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

3 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
18. 負担金、補助及び交付金	4,768	負担金 4,768	後期高齢者医療広域連合納付金 4,768 保険料等負担金 4,768

27. 繰出金	6,984		一般会計繰出金 6,984 一般会計繰出金 6,984

議案第 6 1 号

令和 4 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算書

令和４年度日進市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和４年度日進市の介護保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０５，９４７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，８３０，２４３千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年８月３０日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,014,228	24,839	1,039,067
	2. 国庫補助金	86,777	24,839	111,616
9. 繰越金		7,000	181,108	188,108
	1. 繰越金	7,000	181,108	188,108
歳入合計		5,624,296	205,947	5,830,243

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 基金積立金		657	155,253	155,910
	1. 基金積立金	657	155,253	155,910
7. 諸支出金		9,101	50,694	59,795
	1. 償還金及び還付加算金	9,100	34,259	43,359
	2. 繰出金	1	16,435	16,436
歳 出 合 計		5,624,296	205,947	5,830,243

令和4年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 保険料	1,300,439		1,300,439
2. 使用料及び手数料	40		40
3. 国庫支出金	1,014,228	24,839	1,039,067
4. 支払基金交付金	1,431,894		1,431,894
5. 県支出金	788,356		788,356
6. 財産収入	657		657
7. 寄附金	1		1
8. 繰入金	1,080,114		1,080,114
9. 繰越金	7,000	181,108	188,108
10. 諸収入	1,567		1,567
歳入合計	5,624,296	205,947	5,830,243

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	83,506		83,506
2. 保険給付費	5,220,154		5,220,154
3. 地域支援事業等費	308,876		308,876
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 基金積立金	657	155,253	155,910
6. 公債費	1		1
7. 諸支出金	9,101	50,694	59,795
8. 予備費	2,000		2,000
歳 出 合 計	5,624,296	205,947	5,830,243

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			155,253
			50,694
			205,947

2 歳 入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
4. 保険者機能強化推進交付金	1	12, 199	12, 200
5. 介護保険保険者努力支援交付金	1	12, 640	12, 641
計	86, 777	24, 839	111, 616

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	7, 000	181, 108	188, 108
計	7, 000	181, 108	188, 108

3 款 国庫支出金
9 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保険者機能強化推進交付金	12, 199	保険者機能強化推進交付金 12, 199
1. 介護保険保険者努力支援交付金	12, 640	介護保険保険者努力支援交付金 12, 640

1. 繰越金	181, 108	繰越金 181, 108

3 歳 出

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	657	155,253	155,910				155,253
計	657	155,253	155,910				155,253

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	7,000	34,259	41,259				34,259
計	9,100	34,259	43,359				34,259

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	16,435	16,436				16,435
計	1	16,435	16,436				16,435

5 款 基金積立金
7 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	155, 253		介護給付費準備基金積立金 155, 253 介護給付費準備基金積立金 155, 253

22. 償還金、利 子及び割引 料	34, 259		償還金 34, 259 返還金 34, 259

27. 繰出金	16, 435		一般会計繰出金 16, 435 一般会計繰出金 16, 435

議案第 6 2 号

令和 4 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第1号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和４年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度日進市の三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，６０９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２，２２７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年８月３０日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		2,481	220	2,701
	1. 基金繰入金	2,481	220	2,701
4. 繰越金		1	3,389	3,390
	1. 繰越金	1	3,389	3,390
歳入合計		8,618	3,609	12,227

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		8,505	220	8,725
	1. 総務管理費	8,505	220	8,725
2. 諸支出金		13	3,389	3,402
	1. 基金費	13	3,389	3,402
歳 出 合 計		8,618	3,609	12,227

令和4年度（第1号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,122		6,122
2. 財産収入	12		12
3. 繰入金	2,481	220	2,701
4. 繰越金	1	3,389	3,390
5. 諸収入	2		2
歳入合計	8,618	3,609	12,227

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	8,505	220	8,725
2. 諸支出金	13	3,389	3,402
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	8,618	3,609	12,227

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		220	0
		3,389	0
		3,609	0

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 基金繰入金	2,481	220	2,701
計	2,481	220	2,701

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	3,389	3,390
計	1	3,389	3,390

3 款 繰入金
4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 基金繰入金	220	基金繰入金 220

1. 繰越金	3,389	繰越金 3,389

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	8,505	220	8,725			繰入 220	
計	8,505	220	8,725			220	

2 款 諸支出金

1 項 基金費

1. 基金費	13	3,389	3,402			繰越 3,389	
計	13	3,389	3,402			3,389	

1 款 総務費
2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
10. 需用費	220	光熱水費 220	三ヶ峯台団地汚水処理事業 220 光熱水費 220

24. 積立金	3,389		基金積立金 3,389 財政調整基金積立金 3,389

議案第 6 3 号

令和 4 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 4 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和４年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度日進市の南山エピック団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，４７０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５，３０２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年８月３０日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		5,771	370	6,141
	1. 基金繰入金	5,771	370	6,141
4. 繰越金		1	3,100	3,101
	1. 繰越金	1	3,100	3,101
歳入合計		11,832	3,470	15,302

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		11,716	370	12,086
	1. 総務管理費	11,716	370	12,086
2. 諸支出金		16	3,100	3,116
	1. 基金費	16	3,100	3,116
歳 出 合 計		11,832	3,470	15,302

令和4年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,043		6,043
2. 財産収入	15		15
3. 繰入金	5,771	370	6,141
4. 繰越金	1	3,100	3,101
5. 諸収入	2		2
歳入合計	11,832	3,470	15,302

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	11,716	370	12,086
2. 諸支出金	16	3,100	3,116
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	11,832	3,470	15,302

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		370	0
		3,100	0
		3,470	0

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 基金繰入金	5,771	370	6,141
計	5,771	370	6,141

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	3,100	3,101
計	1	3,100	3,101

3 款 繰入金
4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 基金繰入金	370	基金繰入金 370

1. 繰越金	3,100	繰越金 3,100

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	11,716	370	12,086			繰入 370	
計	11,716	370	12,086			370	

2 款 諸支出金

1 項 基金費

1. 基金費	16	3,100	3,116			繰越 3,100	
計	16	3,100	3,116			3,100	

1 款 総務費
2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
10. 需用費	370	光熱水費 370	南山エビック団地汚水処理事業 370 光熱水費 370

24. 積立金	3,100		基金積立金 3,100 財政調整基金積立金 3,100

議案第 6 4 号

令和 4 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第1号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和４年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度日進市の五色園団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１，８３４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６，８４２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年８月３０日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		13,814	2,570	16,384
	1. 基金繰入金	13,814	2,570	16,384
4. 繰越金		1	9,264	9,265
	1. 繰越金	1	9,264	9,265
歳入合計		55,008	11,834	66,842

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		54,852	2,570	57,422
	1. 総務管理費	54,852	2,570	57,422
2. 諸支出金		56	9,264	9,320
	1. 基金費	56	9,264	9,320
歳 出 合 計		55,008	11,834	66,842

令和4年度（第1号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	41,135		41,135
2. 財産収入	55		55
3. 繰入金	13,814	2,570	16,384
4. 繰越金	1	9,264	9,265
5. 諸収入	3		3
歳入合計	55,008	11,834	66,842

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	54,852	2,570	57,422
2. 諸支出金	56	9,264	9,320
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	55,008	11,834	66,842

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2,570	0
		9,264	0
		11,834	0

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 基金繰入金	13,814	2,570	16,384
計	13,814	2,570	16,384

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	9,264	9,265
計	1	9,264	9,265

3 款 繰入金
4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 基金繰入金	2,570	基金繰入金 2,570

1. 繰越金	9,264	繰越金 9,264

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	54,852	2,570	57,422			2,570 繰入 2,570	
計	54,852	2,570	57,422			2,570	

2 款 諸支出金

1 項 基金費

1. 基金費	56	9,264	9,320			9,264 繰越 9,264	
計	56	9,264	9,320			9,264	

1 款 総務費
2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
10. 需用費	2,570	光熱水費 2,570	五色園団地汚水処理事業 2,570 光熱水費 2,570

24. 積立金	9,264		基金積立金 9,264 財政調整基金積立金 9,264

議案第 6 5 号

物品購入契約の締結について (令和 4 年度職員用パソコン購入)

下記のとおり物品購入契約を締結するものとする。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 物 件 名 | 令和 4 年度職員用パソコン購入 |
| 2 納 入 場 所 | 市役所 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 3 8 , 9 5 3 , 2 0 0 円 |
| 4 履 行 期 間 | 着手 令和 4 年 1 0 月 6 日
完了 令和 5 年 2 月 2 8 日 |
| 5 契約の相手方 | 愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号
株式会社インテック 行政システム事業本部
中部公共営業部
部長 角丸 修一 |
| 6 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるからであります。

令和 4 年度職員用パソコン購入

1 概要

職員が業務で使用するパソコンについて、現在のデスクトップ型から持ち運びが可能なノート型（2 i n 1 型）に入れ替えることにより、ペーパーレス化をはじめとする自治体D Xを推進する。

2 対象

次のいずれにも該当する職員が使用するパソコン

(1) 役職が係長級係長から課長級主幹までの職員

※課長級課長以上の職員が使用するパソコンは令和 3 年度に入替え済み

(2) 市役所本庁舎又は北庁舎で勤務する職員

3 購入物品

物品	数量
職員用パソコン (D e l l L a t i t u d e 5 3 3 0)	1 4 0 台
その他周辺機器 ・ドッキングステーション ・パソコンスタンド ・セキュリティワイヤ等	1 4 0 台分
ソフトウェア ・オフィスソフト等	1 4 0 台分

議案第 6 6 号

工事請負契約の締結について (日進美化センター／解体撤去工事)

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 日進美化センター／解体撤去工事 |
| 2 工 事 場 所 | 日進市梅森町地内 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 5 5 9 , 9 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 履 行 期 間 | 着手 令和 4 年 9 月 6 日
完了 令和 5 年 1 1 月 6 日 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 9 番 7 号
鈴中・山本特定建設工事共同企業体
代表取締役 鈴木 康仁 |
| 6 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるからであります。

日進美化センター／解体撤去工事

1 工事概要

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の機能が南部浄化センターに移行したことに伴い、これまで処理を行ってきた日進美化センターの施設を解体し、及び撤去するもの。

2 業務場所

(旧) 日進美化センター 愛知県日進市梅森町向江1630番地

3 業務内容

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 建屋解体 | 4棟 |
| (2) 杭引抜 | 572本 |
| (3) 埋戻し・盛土 | 27,046m ³ |
| (4) プラント設備解体 | 一式 |
| (5) 外構解体・撤去 | 一式 |

4 建屋解体撤去工事範囲



